

# 関ノ上地区地区計画

須賀川市告示 第91号 H8. 7. 3

名 称		関ノ上地区地区計画			
位 置		須賀川市滑川字南町の全部の区域 滑川字関ノ上、字中町、字西谷地及び字東町の各一部の区域			
面 積		約46. 9ha			
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>本地域は市街化区域の北部に位置し、郡山地域テクノポリス計画の母都市回廊ゾーンに位置付けられ、その推進のため、須賀川市新総合計画2000において構想した新たな拠点整備の一環として、須賀川市が住宅、教育施設等からなる新市街地を一体的に整備するものである。このため、地区計画を策定することにより、住宅、教育施設及び業務施設の調和のとれた良好な市街地の形成を図ることを目標とする。</p>			
	土地利用の方針	<p>須賀川市北部地域の拠点として、住宅、教育施設及び医療検査施設等からなる新市街地の一体的整備を図るものであり、国道4号に隣接する部分に、医療検査施設等の業務施設用地を配置し、地区中央に教育施設用地、さらにその東側に住宅地及び小学校を配置する。住宅地は、低層住宅を主体とするが、その一部については集合住宅の立地を図る。そして、幹線道路及び主要な区画道路の沿道については、地区および周辺の住民の利便施設を誘導するとともに、一級河川滑川の改修計画に整合した土地利用を図る。なお、地区の環境保全の観点から、国道4号沿道及び柏城小学校の西側にある樹林地については、保全するものとする。 ただし、柏城小学校の西側の樹林地は、史跡(柏城館跡)にもなっていることから、当該史跡の保存、復元に対しても配慮してゆくこととする。</p>			
	地区施設の整備の方針	<p>地区の中央に、周辺道路と接続する主要な区画道路を配置するとともに、安全で快適な区画道路を適切に配置する。 国道4号沿道及び柏城小学校の西側に、地区の環境を保全するため緑地を設ける。 公園は滑川の東側及び西側の住宅地に配置する。</p>			
	建築物等の整備方針	良好な市街地を形成するため用途等の制限を行う。			
地区整備計画の区域面積		約38. 2ha			
地区施設の配置及び規模		<p>■ 区域道路 幅員 16M 約1, 026m 幅員9M 約 169m 幅員 12M 約 748m 幅員6M 約1, 968m ■ 緑 地 2か所 49, 700㎡</p>			
地区整備計画に関する事項	地区の区分	区分の名称	教育地区	業務地区	一般住宅地区
		区分の面積	9. 0ha	5. 1ha	12. 0ha
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校</li> <li>2. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校</li> <li>3. 研究所、研修所</li> <li>4. 事務所等、3, 000㎡以下のもの</li> <li>5. 運動、体育、保養施設</li> <li>6. 会議場、集会所</li> <li>7. 博物館、図書館、美術工芸館、その他これに類するもの</li> <li>8. 上記1～7に付属する施設</li> <li>9. その他公益上必要な施設</li> </ol>	<p>次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 事務所</li> <li>2. 病院(患者50人以下の収容施設)、診療所</li> <li>3. 研究所、研修所</li> <li>4. 上記1～3に付属する施設</li> <li>5. その他公益上必要な施設</li> </ol>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>2. モーテル</li> <li>3. ボーリング場、スケート場、水泳場</li> <li>4. マージャン屋、パチンコ屋、射的場、その他これらに類するもの</li> <li>5. 自動車教習所、畜舎</li> <li>6. 工場</li> <li>7. 店舗、事務所又は飲食店で3, 000㎡を超えるもの</li> </ol>	
	建築物等の敷地面積の最低限度				
	建築物の高さの最高限度又は最低				
建築物の形態又は意匠の制限					

# 関ノ上地区地区計画

須賀川市告示 第91号 H8. 7. 3

地区整備計画 (続き)	地区の区分	区分の名称	低層住宅地区	集合住宅地区	
		区分の面積	10. 1ha	2. 0ha	
	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 兼用住宅のうち居住の用に供する以外の部分が50㎡を超えるもの</li> <li>2. 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校</li> <li>3. 病院</li> <li>4. 店舗、飲食店、事務所</li> <li>5. 食品製造工場</li> <li>6. カラオケボックス、その他これらに類するもの</li> <li>7. 火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵（各号以外の建築物に付属するものは除く）</li> </ol>	<p>次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 兼用住宅のうち居住の用に供する以外の部分が50㎡を超えるもの</li> <li>2. 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校</li> <li>3. 病院</li> <li>4. 店舗、飲食店</li> <li>5. 食品製造工場</li> <li>6. カラオケボックス、その他これらに類するもの</li> <li>7. 火薬類、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵（前各号以外の建築物に付属するもの、公益上必要な施設は除く）</li> </ol>		
	建築物等の敷地面積の最低限度	230㎡	230㎡		
	建築物の高さの最高限度又は最低	建築物の高さは12m以下でなければならない			
建築物の形態又は意匠の制限	建築物の外壁、若しくはこれに代わる柱（自動車車庫の柱を除く）の面から、敷地境界までの距離は1.0m以上でなければならない。				

# 関ノ上地区地区計画

